


# 林業・木材産業災害復旧対策保証

## —新型コロナウイルス感染症対策—

新型コロナウイルス感染症による影響については、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾(令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部)を受けて、令和2年3月10日付けで「林業・木材産業災害復旧対策事業に係る林野庁長官が指定する災害」に指定され、「林業・木材産業災害復旧対策保証」の対象となりました。

ご利用対象者	<p>新型コロナウイルス感染症による影響により、以下のいずれかの被害が見込まれ事業継続に支障をきたしている林業・木材産業を営む方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員が罹患するなど直接的な影響により、経済的被害が発生(左記直接被害については100%保証)</li> <li>・取引先が休業するなど間接的な影響により、3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少(左記間接被害については80%保証)</li> <li>・取引先が休業するなど間接的な影響により、3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して15%以上減少(左記間接被害については100%保証)</li> </ul>
保証限度額	8,000万円 (通常の保証限度額とは別枠で利用できます。)
資金用途	新型コロナウイルス感染症による影響に対応するために必要な新たな資金
保証期間	運転資金5年以内(特認7年以内)、設備資金15年以内(返済据置期間2年以内)
返済方法	一括返済/分割返済
保証料の特例	<u>最大で5年間「保証料免除」となります。</u>
貸付利率	金融機関所定の利率 (市町村の利子補給制度を利用できる場合があります。)
貸付方式	手形貸付/証書貸付
保証人	実質無保証人(同一経営の範囲内の保証人のみ徴求)
担保	実質無担保(融資対象物件担保のみ徴求)
出資金	保証額に対して出資金が必要。(完済後、ご請求により出資金を返戻します。)
その他	市町村長・業界団体の長等による被害を証明する書面等が必要となります。
申込窓口	お取引先の金融機関へ直接お申込みください。
相談窓口	<p>独立行政法人農林漁業信用基金 林業信用保証業務部 業務課            〒105-6228            東京都港区愛宕2-5-1 愛宕グリーンヒルズMORIタワー 28階            電話 03-3434-7826、7827            URL : <a href="https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/shien/index.html">https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/shien/index.html</a> 又は</p> 

※融資及び保証については一定の審査をさせていただきます。

※林業・木材産業災害復旧対策保証(新型コロナウイルス感染症対策)利用時(100%保証に限る)の消費貸借契約書の印紙税は非課税措置の対象となります。詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。  
 (<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/inshi/index.htm>)